

香川県 琴平町議会

（事績 1）政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

1 議案の修正権を活用するなど政策立案機能を発揮している

令和 3 年 3 月議会において、令和 2 年度琴平町一般会計補正予算（第 8 号）議案を修正可決した。

2 一般質問 一問一答方式について

平成 25 年 12 月から、一般質問については、これまでの一括質問方式とともに一問一答方式も選択できるようにし、議員の発言時間は答弁を含め 90 分と長めに設定している。

3 専門分野に関する研修を積極的に行っている

毎年各常任委員会において 3 日ほどの行程で視察研修を行っている。

（事績 2）住民に開かれた議会

1 議会会議録のホームページ掲載

平成 20 年 3 月以降の定例会及び臨時会の会議録は町の議会ホームページにおいて閲覧できるようにしている。また、一般質問の音声について、会議録が作成されるまでの間、町の議会ホームページにおいて聴くことができるようにしている。

2 本会議 一般質問について

一般質問の様子を庁舎 1 階ロビーにおいてライブ放映しており、より多くの町民に視聴いただけるようにしている。また、一般質問の音声について、会議録が作成されるまでの間、町の議会ホームページにおいて聴くことができるようにしている。

3 議会広報誌の発行

議会広報「ことひら議会だより」を平成 23 年 3 月に創刊。以降、毎年定例会ごとに年 4 回、議会広報編集委員会で編集、発行している。一般質問した議員は、自分が行った質問と

答弁を要約した原稿を編集委員会に提出している。編集委員会では、議会の掲載原稿の作成・構成・レイアウト、写真の選定・提供などに携わっており、議会活動や採決結果、一般質問などをわかりやすく町民に伝えられるよう内容充実に努めている。

また、香川県広報発行町議会連絡協議会の主催する研修会や町村議会広報クリニックへの参加などを通して、広報紙のレイアウト・手法などを研究し、より分かりやすい広報となるよう改善を重ねている。

議会広報誌をより多くの住民の方にご覧いただけるよう、戸別配布するとともに、町の議会ホームページにバックナンバーとともに掲載している。

4 子ども議会

子どもたちが議会体験をすることにより、議会の仕組みや働きを具体的に知るとともに、議会や町行政への関心を高めてもらうために、町内の小中学校児童生徒による「子ども議会」を平成6年度（平成7年2月18日 第1回開催）から毎年開催している。

5 常任委員会の傍聴

委員会の傍聴は許可制となっているが、基本、傍聴希望があった場合は、人数制限はあるが、傍聴できるよう積極的に許可することとしている。

6 議長交際費の公表

議長交際費の使途について、平成23年度分より町の議会ホームページにおいて公開している。

（事績3）議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

近年の地方議会議員選挙において、投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まっており、議員のなり手不足への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえて、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和に関する事項（地方自治法第92条の2）の改正を行う地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）が令和4年12月16日に公布された。

本町においても、本改正の趣旨を鑑み、また、議員個人による請負の状況の透明性を確保

するため、令和6年3月議会において、琴平町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議員発議にて提出した。

（事績4）地方議会・地域活性化のために特別な取り組みをした議会

令和元年度からタブレット端末を使用したペーパーレス会議システムを導入している。タブレット端末導入に向けて全議員で、会議（本会議・委員会等）時の使用基準の検討・協議を何度も重ね、タブレット端末使用開始前の全議員及び執行部を対象とするタブレット端末使用に向けての説明会の開催を経て、本議会、委員会において活用している。執行部については、議案、議案参考資料、委員会資料等の印刷物の配布を廃止し、議員については現在紙媒体との併用としているが、ペーパーレス化に向けてより一層の取り組みを進めていきたい。